

鹿沼市市営若年勤労者用住宅入居者決定（入居許可）取消し通知書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長 印

あなたの市営若年勤労者用住宅への入居者決定（入居許可）を次のとおり取り消したので、通知します。

1 入居者決定（入居許可）を取り消す市営若年勤労者用住宅

所 在 地	名 称 及 び 番 号	備 考
	市営若年勤労者用住宅 号棟	

2 入居者決定（入居許可）を取り消す理由

（教示）

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

鹿沼市市営若年勤労者用住宅同居者承認申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
市営若年勤労者用住宅 号棟
入居者 氏 名 印
電話番号

次の者を 年 月 日から同居させたいので、申請します。

1 新たに同居させようとする者

氏 名	印		現住所			
生年月日	年	月	日	続柄	電 話	
勤 務 先		所 在 地			月 収	円

添付書類

ア 親族関係が確認できる戸籍謄本等 イ 所得証明書 ウ 納税証明書（市がその証明をなし得るものを除く。） エ 市税の納付状況の確認に関する同意書

2 同居させようとする理由

鹿沼市市営若年勤労者用住宅同居者承認審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで提出された市営若年勤労者用住宅同居者承認申請について、次のように決定しましたので通知します。

1 新たな同居者として申請のあった者

氏 名		住 所	
-----	--	-----	--

2 決定事項

- ☐ 承認する。
☐ 承認しない。

3 承認しない理由

（教示）

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

鹿沼市市営若年勤労者用住宅同居者異動届出書

年 月 日

鹿沼市長宛

住 所
市営若年勤労者用住宅 棟 号
入居者氏 名 印
電話番号

私が入居する市営若年勤労者用住宅の同居者に、次のとおり異動がありましたので届け出ます。

1 異動があった同居者

氏 名		生年月日	年 月 日	続き柄	
理 由	☐ 出生 ☐ 離婚 ☐ 死亡 ☐ 転居 ☐ 転出		異 動 年 月 日		年 月 日

注 上記表中の□には、該当するところにレ印を付けてください。

鹿沼市市営若年勤労者用住宅入居継続承認申請書

年 月 日

鹿沼市長

宛

	住	所	
		市営若年勤労者用住宅	号棟
入居者	氏	名	印
	電	話	番
	号		

私は、市営若年勤労者用住宅の入居者資格に該当しなくなりましたが、引き続き市営若年勤労者用住宅の入居を継続したいので、申請します。

1 入居継続の理由

2 入居継続を希望する期間（入居者資格に欠格した日から6月以内の期間とする。）

年 月 日から 年 月 日まで

鹿沼市市営若年勤労者用住宅入居継続承認審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで提出された市営若年勤労者用住宅入居継続承認申請について、次のように決定しましたので通知します。

1 決定事項

- ☐ 承認する。
- ☐ 承認しない。

2 入居継続を承認する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 入居継続を承認しない理由

（教示）

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

鹿沼市市営若年勤労者用住宅入居承継申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

入居者 (新名義人)	住 所	
	市営若年勤労者用住宅 号棟	
	氏 名	印
	電話番号	
連帯保証人	住 所	
	氏 名	印
	電話番号	

次のとおり入居の継承の承認を受けたいので、申請します。

現入居名義人	印	入居継承年月日	年 月 日
入居の継承理由			

※現入居名義人が死亡等により押印できない場合は、押印しないでよい。
※連帯保証人の変更を伴う場合は、様式第5号を併せて提出し、入居継承申請書の連帯保証人の欄は、新連帯保証人が記載する。
※新名義人及び連帯保証人の印は、印鑑登録証明書と同じ印鑑で押印する。

鹿沼市市営若年勤労者用住宅入居承継決定通知書

第 年 月 日 号

様

鹿沼市長



年 月 日付けで提出された市営若年勤労者用住宅入居承継申請について、次のように決定しましたので通知します。

1 決定事項

- ☐ 承認する。
- ☐ 承認しない。

2 承認しない理由

（教示）

- 1 この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 2 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

鹿沼市市営若年勤労者用住宅家賃減免(徴収猶予)申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
市営若年勤労者用住宅 棟号
入居者 氏 名 印
電話番号

私の市営若年勤労者用住宅の家賃について、次のとおり減免(徴収猶予)を受けたいので申請します。

1 世帯調書

世帯状況	続柄	氏 名	年齢	職 業	勤 務 先	月 収
	本 人					
生計の状況	収 入 の 部		金 額		支 出 の 部	
					衣	
					食	
					住	
					そ の 他	
	計				計	

2 申請事項

- ☐ 家賃の免除を申請する。
- ☐ 家賃の減額を申請する。(減額を希望する額 円)
- ☐ 家賃の徴収猶予を申請する。

3 減免(徴収猶予)を受ける期間

年 月 日から 年 月 日まで

4 家賃の減免又は徴収猶予を申請する理由

鹿沼市市営若年勤労者用住宅家賃減免
（徴収猶予）承認審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで提出された市営若年勤労者用住宅家賃減免（徴収猶予）申請について、次のように決定しましたので通知します。

1 決定事項

- ☐ 家賃の免除を承認する。
- ☐ 家賃の減額を承認する。減額後の家賃は、 円とする。
- ☐ 家賃の徴収猶予を承認する。
- ☐ 申請を承認しない。

2 家賃の減免又は徴収猶予を承認する期間

年 月 日から 年 月 日まで

3 申請を承認しない理由

鹿沼市市営若年勤労者用住宅地及び住宅の
目的外使用等の承認申請書

年 月 日

鹿沼市長 宛

住 所
市営若年勤労者用住宅 号棟
入居者 氏 名 印
電話番号

私は、次のとおり市営若年勤労者用住宅地及び住宅の目的外使用等の承認を得たいので、別紙関係書類を添付の上、申請します。

なお、市営若年勤労者用住宅を明け渡すときは、自己の責任によって原状回復又は撤去を行うことを誓約します。

住 宅 名	市営若年勤労者用住宅 号棟	
目的外使用理由	1 条例第29条第1項によるもの	(1) 花壇の設置 (2) 簡易カーポートの設置 (3) 簡易物置の設置 (4) その他
	2 条例第30条第1項によるもの	(1) 模様替え
目的外使用開始 予 定 日	年 月 日	
添 付 書 類	1 条例第29条第1項によるもの	・土地の形状及び用途変更→利用内容が分かるもの ・工作物→利用内容が分かるもの及び構造図 ・土地の利用状況を記した平面図 ・その他
	2 条例第30条第1項によるもの	・模様替えの内容及び必要とする理由の分かるもの ・建物の平面図及び構造図 ・その他

様式第19号（第12条関係）
様式第19号(第12条関係)

鹿沼市市営若年勤労者用住宅地及び住宅
の目的外使用等の承認審査結果通知書

第 号
年 月 日

様

鹿沼市長



年 月 日付けで提出された市営若年勤労者用住宅地及び住宅の目的外使用等の承認申請について、次のように決定しましたので通知します。

1 決定事項

- ☐ 承認する。
☐ 承認しない。

2 承認事項

(1) 承認の内容

住 宅 名	市営若年勤労者用住宅 号棟
目的外使用の内容	
目的外使用の許可期間	許可の日から入居者が市営若年勤労者用住宅を明け渡す日又は入居者が申請した期間とする。

(2) 承認の条件

- ア 入居者は、本承認により行う市営若年勤労者用住宅地及び住宅の目的外使用等について、市営若年勤労者用住宅を明け渡すときは、自己の責任で原状回復及び工作物の撤去をしなければならない。
- イ 入居者が前記の条件を履行しないときは、市長が代わってこれを行い、その費用を入居者に請求するものとする。

3 承認しない理由

(教示)

- この処分に不服のあるときには、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対し、審査請求をすることができます。
- 処分取消しの訴えは、この処分の日から1年を経過しない範囲であってその通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市（代表者は市長）を被告として提起することができます。ただし、審査請求をしたときは、それに対する裁決の通知を受けた日の翌日から起算します。

鹿沼市市営若年勤労者用住宅不在申請書

年 月 日

鹿沼市長宛

入居者 住所
氏名 市営若年勤労者用住宅 棟号
電話番号 印

私は、次のとおり市営若年勤労者用住宅を不在となりますので、申請します。

1 不在となる期間

名称及び番号	市営若年勤労者用住宅	棟号
不在期間	年 月 日から	日間
	年 月 日まで	

2 不在となる理由

鹿沼市市営若年勤労者用住宅返還届出書

年 月 日

鹿沼市長

宛

入 居 者 住 所
氏 名 市営若年勤労者用住宅 号棟
電話番号 印

連帯保証人 住 所
氏 名 印
電話番号

私は、次のとおり市営若年勤労者用住宅を返還したいので届け出ます。

住 宅 名	市営若年勤労者用住宅 号棟
立ち退き予定日	年 月 日
家賃納付状況	年 月分まで納付済み
住宅地及び住宅の目的外使用等に係る原状回復又は撤去の状況	☐ 該当なし。 ☐ 既に済んでいる。 ☐ 年 月 日をもって終了する。
返 還 の 理 由	

注 1 上記表中の□には、該当するところにレ印を付けてください。
2 本届出書には、「鹿沼市市営若年勤労者用住宅入居許可書」を添付してください。